



一教育者として、かんがえること。

——憲法26条は、高等教育を受ける権利を平等に認めていた

現在日本の大学生は、少なくとも年間53万円の学費を支払っています。これに加えて初年度は、入学金が30万円弱かかります。年間53万円という金額は国立大学法人の学費の場合で、私立大学ではもっと高額の学費となり、美大、芸大、医学・薬学系ではさらに高額となるでしょう。私が国立大学の学生だったのは今から20年ほど前のことですが、当時は年間で約34万円の学費を納めています。たった20年ほどの間に、およそ20万円の値上げが行われたことになります。米や酒、タバコ、交通運賃の値上げと比べるなら、これは驚くべき値上げです。政府はさらなる値上げを行い、国立大学法人と私立大学の間の「格差」を埋めたいと考えているようです。

……学力より親の経済力

今から20年前はどちらかと言えば景気の良かった時代で、それから現在に至るまでの間に、労働者世帯の平均年収がどれほど上がったというわけでもありません（むしろ最近では下がっています）。この学費値上げが大学生を持つ家庭の家計を確実に圧迫していると言えるでしょう。しかし問題はむしろ、年間53万円という学費は非常に

高額であり、日本国内の18歳になる子供を持つ全ての家庭が支払えるという金額ではありません。つまり、大学入学希望者は、学力検定試験の点数によって合否が判定される以前に、親の収入の大小という経済的な基準によって足切りを受けていることになります。年間53万円を払えない家庭の子供はそもそも大学には入れないということになります。

……これが「学生支援」？

高等教育の学費の高騰と並んで注目すべきことは、日本における奨学制度の貧弱さです。独立法人日本学生支援機構（かつての日本育英会）の「奨学金」は、無利息（第1種）あるいは有利息（第2種）による学資貸与システムで、卒業後に返還の義務があるので、学生に対して一種の給与として与えられる「奨学金（スカラーシップ）」ではありません。2006年度の貸与者は第1種が約46万人で、第2種が約63万人だったと報告されています。教職等の「免除職」に就いた者については貸与金の返還が猶予され、最終的には免除される制度もすでに廃止され、有利子枠の拡大が顕著となり、利息年利3%という上限の撤廃などが計画されています。これでは「奨学金」ではなく、「教育ローン」ではありませんか。最近では、卒業後に借金を抱える子供がただちに就職できない場合のことも考え、保護者が学生支援機構からの借金を望まないというケースも増えていると聞きます。

……現状で得する人々もいる

日本における高等教育の学費の高騰について、マスコミも時々問題として取り上げますが、必ずしも親身になって報道しているとは思えません。報道の仕方があまりにあっさりしていて、繰り返し徹底的な報道がなされないからです。これほど重要な問題なのに、なぜなのでしょう？ いずれにせよ、ヨーロッパの先進国において高等教育の学費が無料か無料に近いレベルというのが原則であるという事実は、日本国内ではあまり知られていないのではないでしょうか。そのため、国内で不満の声も大きくならないのでしょうか。

あるいは、大学入学希望者を持つ家庭も政治家もマスコミも教育関係者も、誰もがこの高額な学費の問題と、奨学金の不十分さについては十分に気づいているかもしれません。むしろ、敢えて黙っているかもしれません。つまり、高額所得者層にとっては、学費が高額であるという現状が続く限り、自分たちの子供が、低所得者層の子供と熾烈な競争を強いられることなく大学に入学し、学生生活を送りことができるからです。少子化により大学全入時代になったと言われますが、これは大学に学費を払える人は全員入学できる時代という意味に過ぎません。あるいは、マスコミも財界も、高等教育をお金儲けの手段としか考えていないかもしれません。奨学金の教育ローン化現象も、その一例でしょう。

……高等教育を受ける権利は等しく認められる

このようなことを言うと、「高等教育は義務教育ではないのだから、個人が自分の教育のために自分でお金を支払うのは当然である」と言われるかもしれません。確かに、中曾根首相以来、政府と党は「高等教育の受益者負担」という原則を掲げてきたように思われます。その考え方によれば、高等教育を受けることは社会的成功への有利な条件である以上、高等教育を受ける者は「受益者」である。それゆえ「受益者」がその費用を負担すべきである。仮に高等教育費を無償化すると、高等教育を受ける者と受けない者との間で不平等であるということになる。と言うのです。しかし、どうも「受益者」を巡って、ヨーロッパ諸国と日本政府との間に教育に対する大きな考え方の違いがあるように思われるのです。どうして高等教育を受ける者と受けない者にあらかじめ分類するのでしょうか？ 本来、国民全てが高等教育を受けるならば、直接間接に国民全てが受益者となるのではないかでしょうか？ 私自身の考えを述べるならば、人間は誰でもが高等教育を受ける権利を有しています。

日本国憲法第26条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と記されています。これは初等・中等教育だけなのでし

裏面へ続きます>>

## 人権・平和をめぐる主な動向

2007.3.19~4.9

### 人権 Human Rights

障害者への差別や偏見、8割強「ある」■4月7日、内閣府は障害者に関する世論調査の結果を発表。「世論」の8割強は、障害者への差別や偏見がある。<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-shougai/index.html>

■ 国務省が人権問題の報告書を発表■4月5日、米国務省は各個人権問題に関する年次報告書を発表した。治安と人権の関係など吟味したい。

■ 張毒ぶどう酒事件で学者が声明■

4月5日、刑事法学者等96人が名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定の確定や特別抗告中の奥西勝元被告(81)の釈放を求める声明を提出了。

■ 国際人権団体がロシアの状況を警告

■ 3月27日、国際ヘルシンキ人権連盟が2007年年次報告書を発表し、ロシアの人権問題の悪化を批判した。

■ 東京地裁、21人について原爆症の認定■原爆症認定申請却下は不当として争っていた裁判で、3月21日、東京地裁は21人について原爆症と認定。

■ 国連人権理事会で様々な権利を討議

■ 国連人権理事会で、子どもの権利、移民の権利、スーダン・ダルフールの権利侵害問題などを討議。

### 平和 Peace

■ 大江健三郎さん、「集団自決」検定に抗議■06年度教科書検定で、旧日本軍が沖縄戦の集団自決を強制したとする記述に検定意見が付された。4月4日、大江健三郎らが抗議文を提出。

■ 欧州諸国の相互理解進む■3月25日、欧州統合の基礎を築いたローマ条約の締結50周年にあたり、各国首脳がベルリン宣言。[http://ec.europa.eu/commission\\_barroso/president/focus/50th\\_en.htm](http://ec.europa.eu/commission_barroso/president/focus/50th_en.htm)

■ 核廃絶の訴えに各国首脳から20通の返信■長崎の高校生の世界各國指導者への核兵器廃絶の手紙に、20通の返信があった。